

株 主 各 位

東 京 都 中 央 区 明 石 町 6 番 17 号

ニッコンホールディングス株式会社

代表取締役社長 黒 岩 正 勝

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年 6 月 27日(水曜日)午後 5 時15分までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、またはインターネットウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)より議決権をご行使くださるようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 6 月28日 (木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区明石町 6 番17号
当社 5 階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第77期 (平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期 (平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 取締役賞与支給の件
- 第 3 号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 9 名選任の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 5 号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額決定の件
- 第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第 7 号議案 取締役 (社外取締役、監査等委員である取締役を除く。) に対する株式報酬型
ストックオプション報酬額および内容決定の件

4. 議決権行使について

- (1) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.nikkon-hd.co.jp>) に掲載いたします。
 - ◎株主様へのお土産はご用意しておりません。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月27日（水曜日）の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

事業報告

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善し、景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、国内外における政治情勢の変動による影響が懸念され、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

物流業界におきましては、燃料価格の上昇、国内労働需給の逼迫や競争の激化などにより、厳しい経営環境で推移いたしました。

このような経営環境の下、当社グループは平成29年4月1日から3か年の中期経営計画として「第11次中期経営計画（Challenge11）」をスタートさせ、体質の強化と業容の拡大を目指して、重点エリアの強化や事業の高付加価値化など、企業基盤の強化に取り組んでまいりました。国内においては岐阜県可児市、静岡県菊川市、滋賀県日野町、群馬県伊勢崎市、三重県鈴鹿市に倉庫及び作業場を新增設し、また海外においては米国に倉庫を増設するなど積極的な設備投資と営業活動を推進してまいりました。

また、インドネシア及びインドの子会社は重要性が増したため、当連結会計年度から連結子会社といたしました。

その結果、売上高は前年同期比4.7%増の1,878億19百万円となりました。

営業利益につきましては、燃料費等のコスト上昇要因はありましたが、業務の効率化などにより前年同期比4.9%増の190億9百万円となりました。

経常利益につきましては、営業利益の増加に加え為替差損の減少などもあり前年同期比5.8%増の207億15百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前年同期比8.0%増の145億45百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

【事業別の状況】

運送事業

貨物取扱量の増加により、売上高は前年同期比3.9%増の887億71百万円となりました。営業利益は、燃料価格の上昇はありましたが、輸送効率の向上や減価償却費の減少などにより前年同期比10.5%増の47億82百万円となりました。

倉庫事業

設備投資に伴う保管能力拡大により貨物量が増加し、売上高は前年同期比4.6%増の277億21百万円となりました。営業利益は、減価償却費の増加などがありましたが、増収効果などにより前年同期比2.4%増の59億80百万円となりました。

梱包事業

業務量の増加により、売上高は前年同期比4.6%増の440億89百万円となりました。営業利益は、外注費の上昇はありましたが、増収効果や業務の効率化などにより前年同期比4.1%増の39億21百万円となりました。

テスト事業

業務量の増加により、売上高は前年同期比9.1%増の216億20百万円となりました。営業利益は、増収効果などにより前年同期比8.9%増の38億24百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は152億13百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中の主な設備投資

- イ．営業車両につきましては、18億65百万円の設備投資を実施しました。
- ロ．建物につきましては、59億53百万円の設備投資を実施しました。
- ハ．土地につきましては、33億7百万円の設備投資を実施しました。
- ニ．その他として機械装置等に、40億88百万円の設備投資を実施しました。

② 当連結会計年度末現在継続中の主な設備投資

栃木県宇都宮市、熊本県菊陽町、中国重慶市、タイ国ブラチンブリ県に倉庫等を建設中であります。

(3) 資金調達の状況

該当はありません。

(4) 他の会社の株式の取得

当社は日本陸送株式会社と平成29年12月1日資本業務提携契約を締結しており、これに伴い、同社株式20,500株（平成30年3月末現在同社の発行株式総数の約34%）を20百万円で取得しております。

(5) 対処すべき課題

物流業界を取り巻く環境は、国内については少子高齢化社会を迎え市場の拡大が望めない中、企業過多による競争の激化や常態化する乗務員不足の深刻化及び労働時間の短縮など、厳しい経営環境が続くものと予想されます。海外についても、米国の政治情勢や地政学リスクの高まり、アジア新興国経済の不安定な動向などの影響により、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況において、当社グループは安全・法令順守を徹底しながら、高品質で競争力のある物流サービスを開発し、既存顧客の深掘と新規顧客の開拓を強力に進めると同時に、省人化に向けたシステム化・自動化と併せて働き方改革など生産性向上を推進し、将来の会社の成長につながる人材育成にも注力していきます。また、グローバルネットワークを活用し、グループ間での連携を更に高め、総合力が発揮できるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	平成26年度 (第74期)	平成27年度 (第75期)	平成28年度 (第76期)	平成29年度 (当 期)
売 上 高	170,076	174,031	179,312	187,819
経 常 利 益	17,259	18,439	19,574	20,715
親会社株主に帰属する当期純利益	12,312	11,875	13,468	14,545
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	179円67銭	175円73銭	199円22銭	215円30銭
総 資 産	243,457	254,298	280,079	286,559
純 資 産	156,165	159,561	171,282	182,627

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	平成26年度 (第74期)	平成27年度 (第75期)	平成28年度 (第76期)	平成29年度 (当 期)
売 上 高	90,432	45,717	4,818	4,018
経 常 利 益	11,636	7,932	7,124	9,547
当 期 純 利 益	8,940	6,013	6,790	9,561
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	130円46銭	88円98銭	100円44銭	141円53銭
総 資 産	173,138	168,444	187,570	191,578
純 資 産	100,850	101,021	106,353	112,342

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主要な事業内容
	百万円	%	
日 本 梱 包 運 輸 倉 庫 株 式 会 社	500	100	運 送 事 業
株 式 会 社 日 本 陸 送	90	100	同 上
株 式 会 社 メ イ コ ン	48	100	倉 庫 事 業
日 本 運 輸 株 式 会 社	24	100	運 送 事 業
株式会社オートテックジャパン	40	100	テ ス ト 事 業
中 越 テ ッ ク 株 式 会 社	96	100	運 送 事 業
NK PARTS INDUSTRIES, INC.	17百万米ドル	100	梱 包 事 業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日本梱包運輸倉庫株式会社	東京都中央区明石町 6 番17号	89,827百万円	191,578百万円

④ 企業結合の成果

前記の重要な子会社 7 社を含む連結子会社は47社、持分法適用会社は14社であります。当連結会計年度の連結売上高は1,878億19百万円（前期比4.7%増）、連結経常利益は207億15百万円（前期比5.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は145億45百万円（前期比8.0%増）であります。

(8) 主要な事業内容

運送事業……………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械等の輸送

倉庫事業……………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械等の保管

梱包事業……………流通加工・自動車部品等の納入代行・輸出梱包等の業務

テスト事業……………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・農業用機械等のテスト

その他事業……………通関業・車両等の修理及び整備・石油製品の販売・損害保険代理業・不動産の売買、
賃貸及びその仲介管理・廃棄物の処理及び収集・発電及び売電に関する事業

区 分	主 要 な 地 域
運 送 事 業	宮城、群馬、埼玉、東京、愛知、三重、大阪、熊本
倉 庫 事 業	北海道、新潟、埼玉、静岡、愛知、三重、岡山、福岡、宮崎
梱 包 事 業	群馬、埼玉、千葉、静岡、三重、熊本、米国オハイオ州
テ ス ト 事 業	栃木、三重
そ の 他 事 業	東京、神奈川

(9) 主要な事業所

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都中央区

② 主要な連結子会社

会社名	事業所名	所在地
日本梱包運輸倉庫株式会社	本社	東京都中央区
株式会社日本陸送	本社	三重県鈴鹿市
株式会社メイコン	本社	愛知県小牧市
日本運輸株式会社	本社	群馬県大泉町
株式会社オートテックジャパン	本社	栃木県芳賀町
中越テック株式会社	本社	東京都江東区
NK PARTS INDUSTRIES, INC.	本社	米国オハイオ州

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
運送事業	3,359名	194 (増)
倉庫事業	929	69 (増)
梱包事業	5,097	601 (増)
テス ト 事業	1,948	94 (増)
その他の事業	167	17 (減)
全社（共通）	709	44 (増)
合計	12,209	985 (増)

(注) 上記は、正規従業員の状況であります。

② 当社の従業員

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	17名	40 (減)名	45.3歳	18.6年
女性	6	29 (減)	38.5	13.6
合計又は平均	23	69 (減)	43.5	17.3

(注) 上記は、正規従業員の状況であり、日本梱包運輸倉庫株式会社からの出向者が従業員数に含まれております。

(11) 主要な借入先

借入先	期末借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	10,600
三菱UFJ信託銀行株式会社	7,100
株式会社三井住友銀行	4,600

(注) 平成30年4月1日付で㈱三菱東京UFJ銀行は㈱三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数

152,000,000株
- (2) 発行済株式の総数

68,239,892株(うち自己株式 856,202株)
- (3) 株主数

3,297名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	6,020	8.93
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	3,221	4.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,659	3.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,453	3.64
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	2,449	3.63
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	2,208	3.28
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	2,148	3.19
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,899	2.82
い す ゞ 自 動 車 株 式 会 社	1,692	2.51
日 野 自 動 車 株 式 会 社	1,494	2.22

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 信託業務に係る株式数は、次のとおりとなっております。
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

7,641千株
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

2,659千株
- 資産管理サービス信託銀行株式会社

651千株

(5) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		2011年度新株予約権	2012年度新株予約権
発行決議日		平成23年6月29日	平成24年7月13日
新株予約権の数		424個	399個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 42,400株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 39,900株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成23年7月20日から 平成58年7月19日まで	平成24年7月31日から 平成59年7月30日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役除く)	新株予約権の数 424個 目的となる株式数 42,400株 交付者数 6名	新株予約権の数 399個 目的となる株式数 39,900株 交付者数 7名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付者数 一名

		2013年度新株予約権	2014年度新株予約権
発行決議日		平成25年6月27日	平成26年6月27日
新株予約権の数		265個	232個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 26,500株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 23,200株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成25年7月23日から 平成60年7月22日まで	平成26年7月23日から 平成61年7月22日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役除く)	新株予約権の数 265個 目的となる株式数 26,500株 交付者数 7名	新株予約権の数 232個 目的となる株式数 23,200株 交付者数 7名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付者数 一名

		2015年度新株予約権	2016年度新株予約権
発行決議日		平成27年 6 月29日	平成28年 6 月29日
新株予約権の数		195個	247個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 19,500株 (新株予約権 1 個につき 100株)	普通株式 24,700株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 100円 (1 株当たり 1円)	新株予約権 1 個当たり 100円 (1 株当たり 1円)
権利行使期間		平成27年 7 月22日から 平成62年 7 月21日まで	平成28年 7 月22日から 平成63年 7 月21日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役除く)	新株予約権の数 195個 目的となる株式数 19,500株 交付者数 7名	新株予約権の数 247個 目的となる株式数 24,700株 交付者数 7名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付者数 一名

		2017年度新株予約権
発行決議日		平成29年 6 月29日
新株予約権の数		168個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 16,800株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 100円 (1 株当たり 1円)
権利行使期間		平成29年 7 月22日から 平成64年 7 月21日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役除く)	新株予約権の数 168個 目的となる株式数 16,800株 交付者数 7名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付者数 一名

- (注) 1. 新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 上記1.にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされ

た場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		2017年度新株予約権
発行決議日		平成29年 6 月29日
新株予約権の数		60個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 6,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 100円 (1 株当たり 1円)
権利行使期間		平成29年 7 月22日から 平成64年 7 月21日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社執行役員	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 6,000株 交付者数 6名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付者数 一名

- (注) 1. 新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 上記1.にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
 3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	黒 岩 正 勝	日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役会長
代表取締役 専務執行役員	長 岡 敏 巳	海外事業部長、日梱物流（中国）有限公司董事長、 エヌケイエンジニアリング㈱代表取締役社長
代 表 取 締 役	黒 岩 慶 太	日本運輸㈱代表取締役社長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	栗 栖 隆	法務部長、グループ業務監査室長、 ㈱オートテック代表取締役社長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	佐 野 恭 行	グループ管理部長、日輸商事㈱代表取締役社長
取 執 行 締 役 員	杓 田 泰 典	経理部長、日本梱包運輸倉庫㈱取締役常務執行役員
取 執 行 締 役 員	大 岡 誠 司	国内事業部長、日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役 社長執行役員
取 締 役	鈴 木 隆	五十鈴㈱代表取締役社長、㈱メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役社長
取 締 役	小 林 克 典	麹町パートナーズ法律事務所代表弁護士 三井金属エンジニアリング㈱社外取締役
常 勤 監 査 役	金 子 和 孝	日本梱包運輸倉庫㈱監査役
監 査 役	長谷部 洋 一	
監 査 役	宮 田 英 樹	宮田英樹税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役のうち、鈴木 隆氏及び小林克典氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち、長谷部洋一氏及び宮田英樹氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く平成30年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	岡 本 賢 二	海外地域担当（北米）、NK PARTS INDUSTRIES, INC. 社長、NK AMERICA, INC. 社長
執 行 役 員	阿 邊 隆 司	国内地域担当（関西）、㈱中国物流サービス代表取締役社長
執 行 役 員	谷 口 彰	GINZAコンサルティング㈱代表取締役社長
執 行 役 員	草 野 俊 正	海外地域担当（ベトナム・インド）、NIPPON KONPO VIETNAM CO., LTD. 取締役会長 NIPPON KONPO INDIA PRIVATE LIMITED取締役社長
執 行 役 員	長 濱 英 己	㈱メイコン代表取締役社長
執 行 役 員	増 井 雅 彦	中越テック㈱代表取締役社長、 トランスポートジャパン㈱代表取締役社長
執 行 役 員	加 藤 善 啓	㈱イトー急行代表取締役社長
執 行 役 員	水 町 靖 之	海外地域担当（中南米）、NKP MEXICO, S. A. DE C. V. 取締役社長
執 行 役 員	高 田 隆 幸	㈱オートテックジャパン代表取締役社長
執 行 役 員	重 盛 真 治	㈱日本陸送代表取締役社長
執 行 役 員	田 澤 雅 博	ニッコンムービング㈱代表取締役社長

（注）平成30年3月31日をもって下記のものが執行役員を退任いたしました。

田澤雅博

執行役員

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	名 9	百万円 190
監 査 役	3	13
合 計	12	203

- (注) 1. 上記のうち、社外取締役に対する報酬等の総額は2名7百万円、社外監査役に対する報酬等の総額は2名7百万円であります。
2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、第70回定時株主総会（平成23年6月29日）において、月額それぞれ24百万円以内、6百万円以内と決議いただいております。また、取締役は別枠でストックオプション報酬額として、年額79百万円と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、平成30年6月28日開催の第77回定時株主総会において支給予定の取締役賞与43百万円を含んでおります。
4. 上記報酬等の額には、取締役に対するストックオプションによる報酬額37百万円が含まれております。
5. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額5百万円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	他 の 法 人 等 の 重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 で の 主 な 活 動 状 況
取 締 役	鈴 木 隆	五十鈴㈱代表取締役社長 ㈱メタルワン・サービス センター・ホールディングス代表取締役社長	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、経験豊富な会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切で、様々な助言・提言を行ってまいりました。
取 締 役	小 林 克 典	麹町パートナーズ法律事務所 代表弁護士 三井金属エンジニアリング㈱社外取締役	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、弁護士の豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々な発言を行ってまいりました。
監 査 役	長谷部 洋 一		当事業年度開催の取締役会15回中全て、監査役会12回中全てに出席し、元自衛官として組織運営・危機管理を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行ってまいりました。
監 査 役	宮 田 英 樹	宮田英樹税理士事務所代表	当事業年度開催の取締役会15回中全て、監査役会12回中全てに出席し、税理士として専門的な知識及び経験から、適宜発言を行ってまいりました。

- (注) 1. 取締役鈴木 隆氏及び取締役小林克典氏が兼職している他の法人等と当社との間に取引関係はありません。
2. 監査役宮田英樹氏が兼職している他の法人等と当社との間に取引関係はありません。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	54百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	16百万円
③ 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87百万円

- (注) 1. 当社の監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 責任限定契約の内容

当社と会計監査人との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務デューデリジェンス支援業務等を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列举し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、監査役会の決議によって、会計監査人を再任しないことを株主総会の会議の目的とすることとします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合及び会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、機動的な利益還元ができるよう取締役会決議でも剰余金の配当等を行うことができる旨の定款変更を行いました。当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針は、以下のとおりであります。

① 剰余金の配当について

剰余金の配当につきましては、連結配当性向30%を目途とし、今後の収益予想、企業体質強化、配当性向などを総合的に勘案し、配当を行うことを基本方針としております。

② 内部留保について

内部留保につきましては、取引先のニーズに応えるための物流施設の投資、情報化投資及び財務体質強化資金等に充てることとしております。

③ 自己株式の取得について

自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策を実行できるよう必要に応じて実施することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社（以下、「ニッコンホールディングスグループ」という。）における業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システム構築に関する基本方針」を当社取締役会で決議いたしております。なお、平成27年10月2日に一部改訂を行っております。その内容は以下のとおりであります。

内部統制システム構築に関する基本方針

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号前段）

- (1) 取締役は、取締役会が定める「ニッコンホールディングスグループ基本理念」及び「ニッコンホールディングスグループ行動指針」に従い、法令及び定款を順守するとともに、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を醸成するため、取締役自らによる率先垂範と従業員への周知徹底に取り組む。
- (2) 当社は、コンプライアンスと社会的責任を果たすことを経営の最重要課題と位置付け、コンプライアンスに関する諸施策については、これを法務部に一元的に主管させ、コンプライアンス体制及び内部統制の整備や推進活動を行い、コンプライアンスの徹底を図る。
- (3) 当社のコンプライアンス体制は、取締役会、コンプライアンス推進委員会、法務部及び各部門の責任者を中心に運営する。
- (4) コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスに関する社内規程に沿って、ニッコンホールディングスグループ全体におけるコンプライアンスに関する重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。また、必要に応じて取締役会に報告、助言を行う。

- (5) 法務部は、コンプライアンス推進委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンス体制に関する企画、推進を担当する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
- (1) 取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務執行に係る情報は、社内規程（文書・情報の保管・管理に関する諸規程）を制定し、それに従い適切に保存・管理を行う。
- (2) 上記社内規程には、保存・管理の対象とすべき情報の明確化、保存期間と管理方法、情報セキュリティポリシーの制定、情報の保存・管理のための組織の制定と必要な権限の付与、情報の漏えい、滅失又は紛失時の対応方法の制定を含む。
- 3 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制（同2号、同5号ロ）
- (1) 当社は、ニッコンホールディングスグループ全体のリスク管理を体系的に実施するために「リスク管理規程」を定める。
- (2) 当社は、その運用にあたって、リスク管理委員会を設置の上、リスク管理責任者を任命し、職務分掌の制定を行い、必要な権限を付与する。
- (3) リスク管理委員会は、ニッコンホールディングスグループ全体で予見されるリスクの識別・分析・評価、企業戦略と整合性を持ち経営環境の変化への対応力を備えたリスク管理、その具体的な計画の策定、リスク管理体制の有効性の検証、リスク管理に関する取締役会への報告事項の明確化等を行う。
- (4) ニッコンホールディングスグループのリスク管理責任者は、当社の「リスク管理規程」に則り、リスクの管理状況を当社リスク管理委員会に報告する。
- (5) リスク管理委員会は、定期的にニッコンホールディングスグループのリスク管理に関する事項を取締役会に報告する。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（同3号）
- (1) 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する取締役会で決定を行う。
- (2) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項、その他の経営に関する重要事項を決定し、経営計画及び各部門の業務計画等の進捗状況及び実施状況等を、定期的に監督する。
- (3) ニッコンホールディングスグループは、取締役の職務分担、各部門の職務分掌を明確にし、権限の付与により、取締役の職務執行の効率性を確保する。
- 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（同4号、同5号ニ）
- (1) ニッコンホールディングスグループは、健全な事業活動を通して、お客様、株主様、地域の皆様に対し、企業責任を果たし、社会の発展に寄与する。この目的を達するため、ニッコンホールディングスグループは、平成19年10月に制定した「ニッコンホールディングスグループ行動指針」を、全従業員が一丸となって実践する。
- (2) 当社は、コンプライアンス等に関する情報の通報のため、「コンプライアンス ホットライン（社内外からの通報制度）」を設置する。コンプライアンス推進委員会は、同ホットラインで通報された案件を審議し、適正な対応を行う。
- (3) 内部監査部門は、コンプライアンス体制の整備、有効性の検証を行う。

- 6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（同5号）
- (1) 当社は、子会社を管理する専任部署を設置し、責任者を任命の上、「関係会社規程」に基づき、子会社の業務等を管理する体制とする。
 - (2) 子会社の取締役等は、子会社の事業及び業務の状況を定期的に当社の取締役及び監査役に報告する。
 - (3) 子会社は、当社の内部監査部門及び監査役の監査の対象とする。
 - (4) 当社は、親会社である当社において、子会社が不当な行為を行わないように監視する体制、また、親会社が、不当な行為を子会社に指示したときに、子会社がそれに従わなくてもよい体制を整備する。
 - (5) 当社は、財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用する。
- 7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
- (1) 監査役が法令に定める権限を行使し、効率的な監査が出来るよう、監査役を補助する使用人を置く。
- 8 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項（同2号）
- (1) 補助使用人は、監査役の職務を補助する範囲内において、監査役の指揮命令に従う。
 - (2) 当社は、補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分に関し、監査役の事前の同意を得る。
- 9 監査役の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（同3号）
- (1) 取締役等は、補助使用人に対し、監査役の必要な指揮命令を不当に制限しない。
- 10 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（同4号）
- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を聴取・把握するため、取締役会のほか、経営戦略会議その他の重要な会議又は委員会・報告会等に出席することができ、必要に応じて説明を求め、また、関係資料を閲覧することができる。
 - (2) 監査役に定期的に報告すべき事項（グループ会社を含む。）
 - i 経営・事業の遂行状況、財務状況
 - ii 内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む。）
 - iii リスク及びリスク管理の状況
 - iv コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
 - (3) 監査役に臨時的に報告すべき事項（グループ会社を含む。）
 - i 会社に著しい損害・被害・信用の低下、業績へ影響を及ぼす恐れのある事実
 - ii 取締役の職務執行に関して不正の行為、法令、定款に違反する重大な事実
 - iii 内部通報制度に基づき通報された事実
 - iv 当局検査、外部監査の結果
 - v 当局から受けた行政処分等
 - vi 重要な会計方針の変更、会計基準等の制定（改廃）
 - vii 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書の内容等
 - viii 社内規則、規程、基準等に違反する重大な事実

ix その他、監査役（会）が必要に応じて報告を求める事項

- 11 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（同5号）
- (1) 監査役への報告を行ったニッコンホールディングスグループの取締役等及び使用人に対して、不利益な取扱いを行わない。
- 12 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項（同6号）
- (1) 当社は監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は債務の請求があった場合は速やかに支払う。
- 13 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（同7号）
- (1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、当社の経営方針を説明するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (2) 取締役は、監査役が会社の業務及び財産の状況の調査その他監査業務を遂行するにあたり、内部監査部門と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、内部監査部門の体制と環境を整備する。
- (3) 取締役は、監査役が会計監査人と定期的な会合をもつほか、会計監査人の往査に立会うなど、会計監査人と緊密な連係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、体制と環境を整備する。
- (4) 取締役は、監査役が監査を実施するにあたり必要な場合には、外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）を活用することができるよう、体制と環境を整備する。
- 14 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ニッコンホールディングスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる暴力団等の反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備し、反社会的勢力とは、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて一切の関係をもたない。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- ニッコンホールディングスグループは、反社会的勢力排除に向け、各総務部を対応部署とし、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な関係を構築し、情報交換、各種研修への参加等により連携強化を図る。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度は、当社及び子会社の社会的責任を果たし、持続的成長の妨げとなる全ての事象を対象にリスクを管理するとともに、法令や社会的規範、倫理行動規範を含む社内規則を遵守し、適正な業務遂行を図ることで、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、リスク管理委員会・コンプライアンス推進委員会等の各委員会体制を整備しています。

また、当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行の適正性を高め、ガバナンスを強化するために平成27年10月に、関係会社規程を改定し、運用しています。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 重要な会議の開催状況

当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は15回開催したほか、書面決議を2回行いました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が2名在籍しました。その他、監査役会は12回、経営戦略会議は12回、コンプライアンス推進委員会は2回、リスク管理委員会は4回開催しました。

(2) 監査役の職務の遂行について

- ① 監査役は、監査役会において定めた監査方針及び監査計画に基づき、監査を行うとともに当社の取締役、執行役員、及び当社の主な子会社の取締役から職務の執行状況を受け、必要に応じ説明を求めました。
- ② 監査役会は、代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換を実施しました。
- ③ 監査役は、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合の実施と、被監査部門へ合同で監査を実施しました。

(3) 主な教育・研修の実施状況について

当社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務遂行を行う環境を整備するために、当社の倫理・行動規範「ニッコンホールディングスグループ基本理念」「ニッコンホールディングスグループ行動指針」とマニュアル等に基づき、主に、環境、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、及び財務報告に係る内部統制に関する教育・研修を実施しました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、当社及び子会社を含め、業務監査を実施しました。

(5) 内部統制と情報伝達を容易にする体制について

会社内外から情報を得る仕組みとして、「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員及び従業員が情報提供・相談できる体制を構築しています。

(6) 財務報告に係る内部統制について

当事業年度においては、当社及び子会社の全社統制、決算処理統制、IT統制、業務処理統制の整備と運用状況の評価を実施し、開示すべき重要な不備は存在しないことを確認しました。

(7) 反社会的勢力排除について

当事業年度においては、前期より継続して、お取引先様との契約書に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、従業員に対し、倫理・行動規範の教育をすることで反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	286,559	(負 債 の 部)	103,932
流 動 資 産	74,225	流 動 負 債	52,813
現 金 及 び 預 金	17,755	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	11,573
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	33,032	電 子 記 録 債 務	3,962
電 子 記 録 債 権	3,249	短 期 借 入 金	3,800
有 価 証 券	14,105	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
商 品 及 び 製 品	4	リ ー ス 債 務	118
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	366	未 払 法 人 税 等	3,379
繰 延 税 金 資 産	1,618	賞 与 引 当 金	3,627
そ の 他	4,102	役 員 賞 与 引 当 金	186
貸 倒 引 当 金	△10	設 備 関 係 支 払 手 形	383
固 定 資 産	212,334	営 業 外 電 子 記 録 債 務	863
有 形 固 定 資 産	175,727	そ の 他	14,918
建 物 及 び 構 築 物	73,694	固 定 負 債	51,118
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,649	社 債	10,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,293	長 期 借 入 金	26,200
土 地	88,717	リ ー ス 債 務	284
リ ー ス 資 産	368	繰 延 税 金 負 債	7,180
建 設 仮 勘 定	3,005	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,113
無 形 固 定 資 産	1,918	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	276
投 資 そ の 他 の 資 産	34,688	そ の 他	2,063
投 資 有 価 証 券	27,760	(純 資 産 の 部)	182,627
長 期 貸 付 金	129	株 主 資 本	170,044
繰 延 税 金 資 産	2,018	資 本 金	11,316
そ の 他	4,864	資 本 剰 余 金	12,332
貸 倒 引 当 金	△84	利 益 剰 余 金	148,112
資 産 合 計	286,559	自 己 株 式	△1,716
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	12,056
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,437
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△777
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△603
		新 株 予 約 権	321
		非 支 配 株 主 持 分	204
		負 債 純 資 産 合 計	286,559

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取利息 受取配当金 受取賃貸料 持分法による投資利益 助成金収入 雑収入 営業外費用 支払払替差 控除対象外消費税 雑支出 経常利益 特別利益 固定資産売却益 退職給付制度改定益 特別損失 固定資産売却損 固定資産除却損 投資有価証券売却損 減損損失 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 非支配株主に帰属する当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益			187,819
			159,778
			28,041
			9,031
			19,009
		87	
		560	
		104	
		540	
		418	
		364	2,075
		197	
		61	
		41	
		69	370
		457	20,715
		189	647
		3	
		100	
		0	
		0	103
			21,259
		6,092	
		608	6,700
			14,558
			12
			14,545

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,316	12,332	137,823	△1,193	160,279
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,257		△4,257
親会社株主に帰属 する当期純利益			14,545		14,545
自 己 株 式 の 取 得				△529	△529
自 己 株 式 の 処 分			△0	6	6
連 結 範 囲 の 変 動					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	10,288	△523	9,765
当 期 末 残 高	11,316	12,332	148,112	△1,716	170,044

(単位：百万円)

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	11,834	△393	△810	10,630	277	95	171,282
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△4,257
親会社株主に帰属 する当期純利益							14,545
自 己 株 式 の 取 得							△529
自 己 株 式 の 処 分							6
連 結 範 囲 の 変 動						107	107
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,603	△384	207	1,426	44	1	1,472
当 期 変 動 額 合 計	1,603	△384	207	1,426	44	108	11,344
当 期 末 残 高	13,437	△777	△603	12,056	321	204	182,627

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社は47社であり、主要な連結子会社は次のとおりであります。

日 本 梱 包 運 輸 倉 庫 (株)
(株) 日 本 陸 送
(株) メ イ コ ン
日 本 運 輸 (株)
(株) オートテックジャパン
中 越 テ ッ ク (株)
NK PARTS INDUSTRIES, INC.

当連結会計年度よりPT.NIPPON KONPO INDONESIA、NIPPON KONPO INDIA PRIVATE, LTD. は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、連結子会社であったNK BRASIL LOGISTICA LTDA. は、清算手続きにより重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。

更に、板東産業株式会社の発行済株式の全てを取得したため、同社を連結の範囲の対象と致しましたが、連結子会社となった板東産業株式会社は、連結子会社である日本梱包運輸倉庫株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結子会社は、(株)セフテック他18社であります。

非連結子会社は総資産・売上高・利益及び利益剰余金等（持分に見合う額）の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除外したものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社11社及び関連会社 富田一日梱儲運（広州）有限公司及びCARGA Y LOGISTICA ESPECIALIZADA S. A. DE C. V. 及び日本陸送株式会社に対する投資については、持分法を適用しております。

日本陸送株式会社は株式の取得により関連会社となったことに伴い、持分法適用の範囲に含めております。

なお、非連結子会社NKV LOGISTICS LTD.、KOLAR LOGISTICS AGENT PRIVATE LTD.、TAPUKARA LOGISTICS AGENT PRIVATE LTD.、NIPPON KONPO VIETNAM REAL ESTATE CO., LTD.、PT.NK INDO LOGISTIK、PT.NKI GUDANG KEMAS、NIPPON KONPO (MALAYSIA) SDN. BHD. 及び関連会社S&Nロジスティクス(株)、広州東風日梱物流有限公司については、利益及び利益剰余金等（持分に見合う額）の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、日梱物流（中国）有限公司及び日梱重慶物流有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

ア. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

イ. その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………主に移動平均法による原価法

b. デリバティブ

時価法

c. 運用目的の金銭の信託

時価法

d. たな卸資産

原材料……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益
性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については
収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、
並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しており、取
得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用し
ております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

工具、器具及び備品 4～10年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、当社及び連結子会社のソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期
間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実
績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能
性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- b. 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- c. 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- d. 役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

b. 重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ及び為替予約

ヘッジ対象……………借入金及び売掛金

3) ヘッジ方針

金利リスク及び為替リスクをヘッジする目的に限定しております。

4) ヘッジの有効性の評価

ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は、完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

c. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理してしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(電子記録債権の表示方法の変更)

前連結会計年度において、受取手形及び売掛金に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、重要性の観点から、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は2,553百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は132,886百万円であります。

(2) 偶発債務

手形信託譲渡高

603百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	増	加	減	少	当 期 末 株 式 数
普通株式 (株)	68, 239, 892		—		—	68, 239, 892

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	増	加	減	少	当 期 末 株 式 数
普通株式 (株)	668, 489		191, 413		3, 700	856, 202

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得	191, 000株
単元未満株式の買取りによる取得	413株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	3, 700株
---------------	---------

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年6月29日 定時株主総会	普 通 株 式	2, 229	33	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月10日 取締役会	普 通 株 式	2, 027	30	平成29年9月30日	平成29年12月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成30年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2, 358	35	平成30年3月31日	平成30年6月7日

(4) 当連結会計年度の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普 通 株 式	234, 100 株
---------	------------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的として行っており、投機目的には行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債権の残高の範囲内にあります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、事業部及び営業所において取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社も当社と同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金運用規程に従って格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブについては、信用リスクを軽減するため格付の高い発行体に限定して取引を行っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対し、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、運用規程に基づき担当部署が取締役会の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスクの管理）

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現 金 及 び 預 金	17,755	17,755	—
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	33,032	33,032	—
(3) 電 子 記 録 債 権	3,249	3,249	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	39,287	39,279	△7
資産計	93,325	93,318	△7
(1) 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	11,573	11,573	—
(2) 電 子 記 録 債 務	3,962	3,962	—
(3) 短 期 借 入 金	3,800	3,800	—
(4) 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000	10,000	—
(5) 未 払 法 人 税 等	3,379	3,379	—
(6) 営 業 外 電 子 記 録 債 務	863	863	—
(7) 社 債	10,000	10,101	101
(8) 長 期 借 入 金	26,200	26,219	19
負債計	69,779	69,900	121

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 1年内償還予定の社債、(5) 未払法人税等、(6) 営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

元利金の合計額を当該社債の発行期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

元利金の合計額を当該借入金の借入期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。また、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体化して処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	2,579

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸物流施設、賃貸商業施設や賃貸オフィスビルを有しております。なお、国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
賃貸等不動産	18,060	16,958
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,285	1,235

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,702円46銭
1株当たり当期純利益金額	215円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	214円58銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(1) 1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額（百万円）	14,545
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額（百万円）	14,545
普通株式の期中平均株式数（千株）	67,559
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円）	—
普通株式増加数（千株）	227
（内 新株予約権（千株））	(227)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月11日

ニッコンホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 好 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッコンホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	191,578	(負 債 の 部)	79,235
流 動 資 産	30,023	流 動 負 債	37,256
現 金 及 び 預 金	8,396	支 払 手 形	86
受 取 手 形	85	買 掛 金	3
売 掛 金	127	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	3,800
有 価 証 券	14,105	1 年 内 返 済 予 定 の 社 債	10,000
繰 延 税 金 資 産	23	未 払 金	92
短 期 貸 付 金	5,587	未 払 法 人 税 等	100
そ の 他	1,698	預 り 金	22,960
貸 倒 引 当 金	△0	賞 与 引 当 金	27
固 定 資 産	161,554	役 員 賞 与 引 当 金	41
有 形 固 定 資 産	19,887	そ の 他	145
建 物	4,566	固 定 負 債	41,979
構 築 物	278	社 債	10,000
機 械 及 び 装 置	21	長 期 借 入 金	26,200
車 両 運 搬 具	2	繰 延 税 金 負 債	5,354
工 具 、 器 具 及 び 備 品	10	そ の 他	424
土 地	14,999	(純 資 産 の 部)	112,342
建 設 仮 勘 定	8	株 主 資 本	98,811
無 形 固 定 資 産	5	資 本 金	11,316
投 資 そ の 他 の 資 産	141,661	資 本 剰 余 金	11,582
投 資 有 価 証 券	24,496	資 本 準 備 金	11,582
関 係 会 社 株 式	98,941	利 益 剰 余 金	77,628
関 係 会 社 出 資 金	3,292	利 益 準 備 金	1,426
長 期 貸 付 金	14,896	そ の 他 利 益 剰 余 金	76,202
そ の 他	67	配 当 準 備 積 立 金	50
貸 倒 引 当 金	△33	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	17
資 産 合 計	191,578	別 途 積 立 金	67,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	9,135
		自 己 株 式	△1,716
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,209
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,209
		新 株 予 約 権	321
		負 債 純 資 産 合 計	191,578

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			4,018
売 上 原 価			3,200
売 上 総 利 益			818
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			806
営 業 利 益			12
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	160		
有 価 証 券 利 息	5		
受 取 配 当 金	9,445		
受 取 賃 貸 料	181		
雑 収 入	65		9,857
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	118		
社 債 利 息	93		
控 除 対 象 外 消 費 税 等	32		
為 替 差 損 出	74		
雑 支 出	3		322
経 常 利 益			9,547
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	294		294
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	11		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0		11
税 引 前 当 期 純 利 益			9,829
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	234		
法 人 税 等 調 整 額	34		268
当 期 純 利 益			9,561

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	11,316	12,332	1,426	70,898	△1,193	94,780
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△4,257		△4,257
当 期 純 利 益				9,561		9,561
自 己 株 式 の 取 得					△529	△529
自 己 株 式 の 処 分				△0	6	6
固定資産圧縮積立金 の 積 立						—
固定資産圧縮積立金 の 取 崩						—
分割型の会社分割に よ る 減 少		△749				△749
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						—
当 期 変 動 額 合 計	—	△749	—	5,304	△523	4,031
当 期 末 残 高	11,316	11,582	1,426	76,202	△1,716	98,811

(単位：百万円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	11,296	11,296	277	106,353
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△4,257
当 期 純 利 益				9,561
自己株式の取得				△529
自己株式の処分				6
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
分割型の会社分割による減少				△749
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,912	1,912	44	1,957
当 期 変 動 額 合 計	1,912	1,912	44	5,988
当 期 末 残 高	13,209	13,209	321	112,342

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

項 目	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	50	—	65,000	5,848	70,898
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△4,257	△4,257
当 期 純 利 益				9,561	9,561
自 己 株 式 の 処 分				△0	△0
固定資産圧縮積立金の積立		17		△17	—
固定資産圧縮積立金の取崩		△0		0	—
別途積立金の積立			2,000	△2,000	—
当 期 変 動 額 合 計	—	17	2,000	3,286	5,304
当 期 末 残 高	50	17	67,000	9,135	76,202

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

ａ．満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

ｂ．子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

ｃ．その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 運用目的の金銭の信託

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しており、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 11～50年

構築物 10～20年

機械及び装置 7～12年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ及び為替予約

ヘッジ対象……借入金及び売掛金

c. ヘッジ方針

金利リスク及び為替リスクをヘッジする目的に限定しております。

d. ヘッジの有効性の評価

ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は、完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は3,140百万円であります。
- (2) 偶発債務

債務保証

以下の関係会社の金融機関からの借入及び有料道路使用料の支払に対して債務保証を行っております。

NIPPON KONPO INDIA PRIVATE, LTD.	162百万円 (1,530千米ドル)
A. N. I. LOGISTICS, LTD.	320百万円
NIPPON KONPO (THAILAND) CO., LTD.	277百万円
狭山日梱株式会社	47百万円
鈴鹿日梱株式会社	37百万円
新潟日梱株式会社	11百万円
藤沢日梱株式会社	25百万円
松本日梱株式会社	11百万円
小川日梱株式会社	29百万円
金沢日梱株式会社	23百万円
名古屋日梱株式会社	20百万円

- (3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	5,720百万円
長期金銭債権	14,907百万円
短期金銭債務	22,972百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,099百万円
仕入高	268百万円
営業取引以外の取引による取引高	9,304百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	増	加	減	少	当 期 末 株 式 数
普通株式 (株)	668,489	191,413		3,700		856,202

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得	191,000株
单元未満株式の買取りによる取得	413株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	3,700株
---------------	--------

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産	
賞与引当金	8百万円
未払事業税	12百万円
その他	2百万円
小計	23百万円
繰延税金負債（流動）との相殺	100百万円
計	23百万円
② 固定資産	
減損損失	23百万円
長期未払金	64百万円
子会社株式評価損	363百万円
新株予約権	98百万円
会社分割に係る子会社株式	745百万円
その他有価証券評価差額金	16百万円
その他	180百万円
小計	1,491百万円
評価性引当額	△669百万円
繰延税金負債（固定）との相殺	△822百万円
計	100百万円
繰延税金資産合計	23百万円

(繰延税金負債)

③ 固定負債	
その他有価証券評価差額金	△5,840百万円
その他	△8百万円
譲渡損益調整	△327百万円
小計	△6,176百万円
繰延税金資産（固定）との相殺	822百万円
繰延税金負債合計	△5,354百万円
差引：繰延税金負債の純額	△5,330百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
日本梱包運輸倉庫(株)	100%	子会社	設備資金及び運転資金の貸付	7,600	短期貸付金	4,175
			設備資金及び運転資金の回収	5,425	長期貸付金	10,650
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	73,374	預り金	6,462
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	73,185		
(株)オートテクニック ジャパン	100%	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	21,793	預り金	4,415
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	21,476		
(株)日本陸送	100%	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	12,181	預り金	1,351
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	12,706		
(株)イトー急行	100%	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	8,415	預り金	668
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	8,549		
日本運輸(株)	100%	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	8,677	預り金	1,370
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	8,478		
(株)メイコン	100%	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	4,288	預り金	1,145
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	3,997		
(株)ニッコン九州	100%	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	2,008	預り金	401
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	2,020		
トランスポート ジャパン(株)	100%	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	1,933	預り金	112
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	1,923		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
貸付金及び預り金の金利については、市場の実勢金利を勘案し、合理的に決定しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,662円43銭
1 株当たり当期純利益金額	141円53銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	141円06銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月11日

ニッコンホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 好 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッコンホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

ニッコンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 金子 和 孝 ㊟

社外監査役 長谷部 洋 一 ㊟

社外監査役 宮 田 英 樹 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能を更に強化するとともに、意思決定の迅速化を図り、コーポレートガバナンスコードの一層の充実と、更なる企業価値の向上を図ることを目的として監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 一部表記の変更と字句の統一を行うものであります。

(3) その他、上記の変更に伴い、必要な条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 (現行どおり)
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第19条 (条文省略)	第13条～第19条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数、選任方法) 第20条 当会社の取締役は、11名以内とし、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) 2. 増員又は補欠によって選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数、選任方法) 第20条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>3名以上11名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内(そのうち、過半数を社外取締役とする。)</u>として、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づいて選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によってその他の役付取締役を<u>定める</u>ことができる。 (取締役会の招集) 第 23 条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前に通知を発する。 ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知を発しない。 (新設) 第 24 条 (条文省略) (取締役会議事録) 第 25 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 (取締役の報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。	(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中からその他の役付取締役を選定することができる。 (取締役会の招集) 第 23 条 取締役会の招集は、各取締役に対し、<u>会日の 3 日前に通知を発する。</u> ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役の全員の同意があるときは、招集の通知を発しない。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 24 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 第 25 条 (現行どおり) (取締役会議事録) 第 26 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 (取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>

現行定款	変更案
第 <u>27</u> 条 （条文省略） 第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> <u>（監査役の員数、選任方法）</u> 第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とし、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当会社は会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 <u>（監査役の任期）</u> 第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>（常勤監査役）</u> 第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	第 <u>28</u> 条 （現行どおり） 第 5 章 <u>監査等委員会</u> （削除） （削除） （削除）

現行定款	変更案
<u>(監査役会の招集)</u> <u>第 31 条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前に通知を発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができ、また、監査役全員の同意があるときは、招集の通知を発しない。</u>	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会議事録)</u> <u>第 33 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。</u>	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会によって定める。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 35 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>	(削除)
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定することができる。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第 30 条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。監査等委員は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前に通知を発して監査等委員会を招集する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができ、また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の通知を発しない。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 31 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会議事録)</u> <u>第 32 条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第 6 章 会計監査人の責任 第 36 条 (条文省略)	第 6 章 会計監査人の責任 第 34 条 (現行どおり)
第 7 章 計算 第 37 条～第 40 条 (条文省略)	第 7 章 計算 第 35 条～第 38 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 当社は、第 77 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第2号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役のうち社外取締役以外の7名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額43,800,000円を支給したいと存じます。なお、各取締役に對する金額は、取締役会の決定にご一任いただきたいと存じます。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1	くろ いわ まさ かつ 黒 岩 正 勝 (昭和26年2月2日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 再任	昭和48年3月 当社入社 昭和56年9月 当社鈴鹿センター営業所長 昭和61年6月 当社取締役 平成元年6月 当社常務取締役 平成6年11月 A. N. I. LOGISTICS, LTD. 社長 平成11年6月 当社専務取締役 平成15年1月 NK PARTS INDUSTRIES, INC. 会長兼社長 平成21年4月 当社営業本部長 平成21年6月 当社代表取締役社長 平成23年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成27年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役会長	389,731株
【取締役候補者とした理由】 黒岩正勝につきましては、代表取締役社長として、経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。また、社長執行役員として経営の指揮を執り、企業理念の実績を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。 これらのことから、長期ビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
2	なが おか とし み 長 岡 敏 巳 (昭和31年1月21日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 再任	昭和54年3月 当社入社 平成5年4月 当社和光営業所長 平成8年4月 NK PARTS INDUSTRIES, INC. 出向 平成14年7月 A. N. I. LOGISTICS, LTD. 社長 平成18年6月 当社取締役 平成20年6月 当社海外事業推進部長 平成21年4月 当社KD営業部長 平成21年6月 当社常務取締役 平成21年7月 当社埼玉事業部長、国際営業部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員 平成24年6月 当社取締役専務執行役員 平成27年10月 当社取締役執行役員 平成27年10月 当社海外事業部長（現任） 平成28年4月 当社取締役専務執行役員 平成28年6月 当社代表取締役専務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 日梱物流（中国）有限公司董事長 エヌケイエンジニアリング(株)代表取締役社長	30,609株
【取締役候補者とした理由】 長岡敏巳につきましては、海外関係会社の取締役社長を経て、主に海外関連事業に従事するなど、海外事業部長として、豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
3	くろ いわ けい た 黒 岩 慶 太 (昭和31年7月10日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 再任	昭和54年3月 当社入社 昭和60年9月 日本運輸(株)伊勢崎営業所長 平成元年5月 同社取締役 平成3年5月 同社代表取締役社長 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社代表取締役副社長 平成23年6月 当社代表取締役副社長執行役員 平成27年10月 当社代表取締役執行役員 平成28年4月 当社代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 日本運輸(株)代表取締役社長	524,184株
【取締役候補者とした理由】 黒岩慶太につきましては、代表取締役として、財務的な観点を軸に経営の監督を適切に行っております。また、経済状況や事業環境の変化に迅速に対応するための業務を遂行しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
4	く り す たかし 栗 栖 隆 (昭和30年6月26日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 再任	昭和54年3月 当社入社 平成6年8月 当社長野営業所長 平成14年6月 当社狭山ターミナル営業所長 平成18年6月 当社コンプライアンス指導部長 平成19年6月 当社取締役 平成19年6月 当社情報管理部長 平成21年5月 当社人事部長 平成22年3月 当社法務部長 平成23年6月 当社取締役執行役員 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 平成27年10月 当社取締役執行役員 平成27年11月 当社法務部長（現任） 平成28年4月 当社取締役常務執行役員（現任） 平成28年5月 当社グループ業務監査室長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱オートテック代表取締役社長	31,283株
【取締役候補者とした理由】 栗栖隆につきましては、コンプライアンス部門、情報管理部門、人事部門、法務部門等に豊富な業務経験と経営全般及び管理・運營業務に関する知見を有しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
5	さ の やす ゆき 佐 野 恭 行 (昭和32年6月25日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 再任	昭和55年3月 当社入社 平成4年9月 当社狭山梱包センター営業所長 平成8年11月 当社群馬営業所長 平成16年4月 当社勤労部次長 平成17年6月 当社人事部長兼勤労部長 平成19年6月 当社取締役 平成19年6月 当社総務部長 平成22年8月 当社社長室長 平成23年6月 当社取締役執行役員 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 平成27年10月 当社取締役執行役員 平成27年10月 当社グループ管理部長（現任） 平成28年4月 当社取締役常務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 日輪商事㈱代表取締役社長	27,242株
【取締役候補者とした理由】 佐野恭行につきましては、主に総務・人事・勤労関連業務に従事し、総務部長等を経て、現在はグループ管理部長を務めるなど、豊富な業務経験と経営全般及び管理・運營業務に関する知見を有しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
6	まつ だ やす のり 俵 田 泰 典 (昭和34年3月9日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 再任	昭和57年3月 当社入社 平成9年11月 当社経理部次長 平成12年6月 NK PARTS INDUSTRIES, INC出向 平成19年6月 当社経理部長 (現任) 平成21年10月 当社関係会社管理部長 平成24年4月 当社執行役員 平成24年6月 当社取締役執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 日本梱包運輸倉庫(株)取締役常務執行役員	21,012株
	【取締役候補者とした理由】 俵田泰典につきましては、主に財務・経理関連業務に従事し、経理部長等を歴任するなど、当社における豊富な業務経験があり、管理・運営業務に関する知見を有しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
7	おお おか せい じ 大 岡 誠 司 (昭和35年6月30日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 再任	昭和58年3月 当社入社 平成4年10月 当社狭山梱包センター営業所課長 平成10年8月 A. N. I. LOGISTICS, LTD出向 平成19年6月 当社KD梱包営業所長 平成21年7月 当社梱包営業部長兼KD梱包営業所長 平成23年4月 当社梱包営業部長兼東京事業部長 平成23年6月 当社執行役員 平成26年1月 当社梱包営業部長兼東京事業部長兼第五営業部長 平成27年9月 当社執行役員退任 平成27年10月 日本梱包運輸倉庫(株)執行役員 平成28年4月 当社執行役員就任 平成28年6月 当社取締役執行役員就任 (現任) 平成28年7月 当社国内事業部長 (現任) 平成29年6月 日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役 社長執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役 社長執行役員	11,702株
	【取締役候補者とした理由】 大岡誠司につきましては、主に物流事業及び通関事業等に従事し、営業部長を歴任するなど、当社における豊富な業務経験と経営全般及び運営業務に関する知見を有しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
8	すず き たかし 鈴木 隆 (昭和26年4月21日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席14回 再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和49年4月 三菱商事(株)入社 昭和55年11月 五十鈴鋼材(株) (現：五十鈴(株)) 入社 昭和62年3月 同社 取締役 昭和62年5月 同社 常務取締役 平成2年3月 同社 取締役副社長 平成4年5月 同社 代表取締役社長 平成12年4月 同社 代表取締役社長 (最高経営責任者) (現任) 平成22年11月 (株)メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役社長 平成25年6月 当社社外取締役 (現任) 平成30年4月 (株)メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 五十鈴株式会社(株)代表取締役社長 (株)メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役会長	2,967株
	【社外取締役候補者とした理由】 鈴木隆につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をお持ちであり、その功績により藍綬褒章を受章しております。経営全般に助言をいただくとともに、当社の論理に捉われず、独立性をもって客観的な視野で経営を監視していただくために積極的な発言をいただいております。 これらのことから、取締役会の透明性の向上と監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
9	こ ばやし かつ のり 小 林 克 典 (昭和27年8月1日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和53年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成7年4月 第二東京弁護士会綱紀委員 平成12年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 平成16年4月 第二東京弁護士会司法修習委員会委員長 日本弁護士連合会司法修習委員会副委員長 平成16年12月 (株)整理回収機構企業再生委員第1部会長 平成17年10月 (株)日立プラズマパテントライセンス監査役 平成18年4月 第二東京弁護士会常議員会副議長 社会保険労務士紛争解決手続代理業務試験委員 平成19年4月 第二東京弁護士会司法制調査会委員長 平成19年6月 最高裁判所司法修習委員会幹事（現任） 平成20年2月 第二東京弁護士会懲戒委員会副委員長 平成21年6月 三井金属エンジニアリング(株)社外取締役（現任） 平成21年12月 独立行政法人日本学生支援機構契約監視委員会委員（現任） 平成22年2月 第二東京弁護士会懲戒委員会委員長 平成26年6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 麹町パートナーズ法律事務所代表弁護士 三井金属エンジニアリング(株)社外取締役	3,001株
【社外取締役候補者とした理由】 小林克典につきましては、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するために適任であり、積極的に発言をいただいております。 これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木 隆氏及び小林 克典氏は社外取締役候補者であります。
 なお、鈴木 隆氏及び小林 克典氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社の社外役員の独立判断基準を満たしており、両氏は同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
- ① 鈴木 隆氏及び小林克典氏は、過去に当社または当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）（同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。）となったことはありません。また、過去に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を継承又は譲り受けた株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- ② 鈴木 隆氏及び小林克典氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去に受けていたこともありません。
- ③ 鈴木 隆氏及び小林克典氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者ではありません。
- ④ 鈴木 隆氏及び小林克典氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって鈴木 隆氏は5年、小林克典氏は4年となります。

(2) 責任限定契約の締結について

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、鈴木 隆及び小林 克典の両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

4. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条に基づく取締役会の書面決議を2回行っております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1	かほ こ かず たか 金子 和 孝 (昭和30年9月7日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 監査役会出席回数 開催12回/出席12回 新任	昭和49年3月 当社入社 平成9年4月 当社総務部長 平成12年5月 (株)オートテックジャパン常務取締役 平成17年6月 当社経理部次長 平成18年7月 当社関係会社管理部長 平成22年3月 当社経営企画室長 平成22年6月 当社常勤監査役（現任） (重要な兼職の状況) 日本梱包運輸倉庫(株)監査役	23,516株
【取締役候補者とした理由】 金子和孝につきましては、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしております。取締役会その他重要な会議へ出席し、適法性監査・妥当性監査の観点から積極的に発言しております。監査の環境整備および社内情報の収集に積極的に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視しております。これらのことから、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
2	みや た ひで き 宮 田 英 樹 (昭和43年3月27日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 監査役会出席回数 開催12回/出席12回 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	平成2年4月 大和土地建物株式会社入社 平成5年9月 お茶の水総合事務所入社 (現：税理士法人お茶の水税経) 平成8年12月 税理士試験合格 平成9年4月 宮田英樹税理士事務所代表（現任） 平成11年11月 社会福祉法人一寿会 監事（現任） 平成14年4月 有限会社資産経営研究所取締役（現任） 平成26年6月 経済産業省経営革新支援機関 認定 (認定者：宮田英樹) 平成28年6月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 宮田英樹税理士事務所代表	2,064株
【社外取締役候補者とした理由】 宮田英樹につきましては、税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただき ため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			
3	あじ おか よし ゆき 味 岡 良 行 (昭和27年11月30日生) 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	昭和63年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 昭和63年4月 永野・真山法律事務所入所 平成2年4月 土屋東一法律事務所入所 平成5年9月 味岡法律事務所開設（現任） 平成19年4月 武蔵野簡易裁判所民事調停委員（現任） 平成21年4月 平成21年度第二東京弁護士会副会長 平成27年4月 平成27年度関東弁護士連合会常務理事 (重要な兼職の状況) 味岡法律事務所弁護士	一株
【社外取締役候補者とした理由】 味岡良行につきましては、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映してい ただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社 の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その業務を適切に遂行できるものと判 断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮田英樹氏及び味岡良行氏は社外取締役候補者であります。
3. 宮田英樹氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 宮田英樹氏及び味岡良行氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社の社外役員の独立判断基準を満たしており、宮田英樹氏は同取引所に届け出ております。なお、本議案が承認可決された場合には、同氏に加え、味岡良行氏を含めた両氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 宮田英樹氏及び味岡良行氏は、過去に当社または当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。）となったことはありません。また、過去に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
6. 宮田英樹氏及び味岡良行氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去に受けていたこともありません。
7. 宮田英樹氏及び味岡良行氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

8. 現在、当社と宮田英樹氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- また、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は、宮田英樹氏及び味岡良行氏との間で責任限定契約を締結する予定です。

《 参考書類 》

社外役員の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提として、当社グループの事業・経営環境及び企業理念を十分に理解していただき、誠実な人格で幅広い見識・経験を基に当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できることと考え、以下の要件のいずれにも該当しない者が独立性を有するものと判断します。

1. 当社グループの主要な取引先（注１）の業務執行者、または当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行者
2. 直近の事業年度末において、当社の連結総資産の２％を超える借入額がある当社グループの借入先の業務執行者
3. 直近３事業年度において、出資比率１０％以上を超える当社の主要株主、若しくは上位１０位以内の株主及び出資先の業務執行者
4. 直近３事業年度において、当社から平均して年間１,０００万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
5. 過去５年間に於いて、上記１. から４. に該当していた者
6. 当社及び連結子会社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族
7. 通算の在籍期間が８年を超える者

（注）１. 主要な取引先とは、当社グループの取引先であって、その年間取引金額が直近３事業年度において、当社の連結売上または相手方の連結売上の２％を超えるものをいう。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬は、平成23年6月29日開催の第70回定時株主総会において、月額24百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情と、今後は取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）賞与を含めた報酬として、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案通り可決されますと、9名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額72百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額は、平成23年6月29日開催の第70回定時株主総会において、取締役の報酬の額とは別枠で、年額79百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額に関する定めを廃止し、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）に対し、第5号議案としてご承認をお願いする報酬の額とは別枠で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権に関する報酬額を、同額の年額79百万円以内の範囲内で割り当てることとさせていただきたいと存じます。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

当該ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における当社取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の状況・貢献度等を基準としております。

当社は、上記事情に鑑み、当該ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容は相当なものであると考えております。

社外取締役、監査等委員である取締役につきましては、その役割を勘案し、ストックオプションとしての新株予約権は割り当ていたしません。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。

1. 取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長年に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。

2. スtockオプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式125,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

1,250個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から35年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内

会場 東京都中央区明石町 6 番17号
ニッコンホールディングス株式会社
本社 5階 会議室
TEL 03-3541-5330



交通……東京メトロ ●日比谷線 築地駅3番出口より徒歩10分
 ●有楽町線 新富町駅6番出口より徒歩10分
 都営バス ●東京駅 八重洲南口11番乗場
 深川車庫前行(東15)明石町バス停より徒歩2分
 ○駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い
 申し上げます。